

いたやなぎ

Itayanagi Town Council Newsletter

議会だより

2026.8.14

祝! No.50

令和8年
6月定例会



祝・第50号!



contents

特集

百条委員会
- 調査の経過を報告 -

・・・P2～3

定例会情報

3つの議案
- その審議と結果 -

・・・P4～5

臨時会情報

第13・14回臨時会

・・・P6～7



百条委員会 調査の経過を報告

百条委員会とは？

地方自治法第100条に基づき、議会が町の事務に関する疑惑を調査するために設置する特別委員会です。
証人の出頭や記録の提出を求めることができる、議会の最も強い調査権限です。

証人と質問内容

※証人名は伏せて掲載しております。

証人	出席日	主な質問内容
証人 A	6月19日（金）	①町公共工事の指名入札に入れると言われたことはあるか。
証人 B	6月19日（金）	①町公共工事の指名入札に入れると言われたことはあるか。
証人 C	6月19日（金）	①町公共工事の指名入札に入れると言われたことはあるか。
証人 D	7月6日（月）	①建設業者に対して町公共工事の指名に入れると話したことがあるか。 ②町内建設業者と仕事上の関係はあるか。 ③上記の関係で報酬を得ているか。
証人 E	7月6日（月）	①今浩一議員と仕事上の関係はあるか。 ②上記の関係で報酬を支払ったことはあるか。 ③今浩一議員へ他建設業者を指名に入れるように依頼したことがあるか。
証人 F	7月6日（月）	①今浩一議員と仕事上の関係はあるか。 ②上記の関係で報酬を支払ったことはあるか。

ご案内

百条委員会の今後の日程については、町ホームページの「行事カレンダー」にて公開しております。

会議の内容については、開催場所を目安にご確認ください。

◆ 議場：証人喚問を行います。

◆ 議員控室：証人喚問の手続きなどを検討する会議を行います。

【お問い合わせ】議会事務局 TEL：0172-73-2111（内線 400・401）

これまでの調査の概要

証人喚問 6人	開催回数 11回 (3月23日～7月10日)	主な調査事項 2項目 (ハラスメント、 入札への介入)
------------	------------------------------	--------------------------------------

調査は引き続き行い、真相解明に取り組めます。

不適切行為等調査特別委員会（百条委員会）メンバー

役職	氏名	調査の流れ
委員長	工藤 貢（くどう みつぐ）	① 調査方法を決定 (証人・資料の要求)
副委員長	濱名 康治（はまな やすはる）	↓
委員	佐藤 洋治（さとう ようじ）	② 証人尋問・資料確認
〃	長内 良蔵（おさない りょうぞう）	↓
〃	松森 俊逸（まつもり しゅんいつ）	③ 追加調査 (必要に応じて①へ)
〃	鈴木 清孝（すずき きよたか）	
〃	佐藤 文俊（さとう ふみとし）	
〃	三浦 和馬（みうら かずま）	
〃	會津 大郎（あいづ たろう）	
〃	佐藤 聖也（さとう せいや）	
〃	工藤 大明（くどう ひろあき）	

開催日程一覧

回	開催日	会議の内容	回	開催日	会議の内容
1	3月23日	委員長、副委員長の選任	7	6月12日	任意調査の依頼、証人の出頭要求
2	4月3日	証人の出頭要求	8	6月19日	証人喚問 4名（内1名延期）
3	4月8日	証人喚問（※書類不備により延期）	9	6月26日	任意調査の報告、証人の出頭要求
4	4月21日	特別委員会の運営方法を決定	10	7月6日	証人喚問 3名
5	5月7日	記録文書の要求	11	7月10日	証人の出頭要求
6	6月5日	記録文書の報告			

新たな議会体制でスタート

今定例会の開会日に、議員の辞職に伴う繰上当選の報告がありました。
また、副議長の選挙が行われ、鈴木清孝議員が副議長に選出されました。
常任委員会の構成も変更となり、新たな体制で議会活動を進めます。

副議長に就任



副議長
鈴木 清孝
議員

委員長の変更

福祉建設文教
常任委員長
濱名 康治
議員

繰上当選

葛西幸男議員辞職に
伴い、繰上当選。
松森 俊逸
議員

一般会計補正予算（第6号）を可決

3,089万4千円を増額

補正後の予算額 **92億3,196万7千円**

主な事業



納税通知書等の
電子化対応



農業用ハウス等
雪害復旧支援



ふるさとセンター
工芸館外壁修繕



北小学校
電源増設工事

主な契約案件

旧板柳高校駐車場整備工事請負契約

契約金額 **5,980万4,229円**



駐輪場を取り壊し、駐車場を整備

学習用コンピュータ等購入契約

契約金額 **3,599万7,509円**



新しいタブレット

その他の審議案件

- ・固定資産評価審査委員の選任（2名）
- ・農業委員の任命（12名）
- ・条例の一部改正
- ・特別会計補正予算 など

町ホームページの「議
会情報」にも、審議結
果などを掲載しており
ます。



3つの議案 その審議と結果

令和8年第10回定例会では、議会の運営、行政体制、
裁判に関する案件など、今後の町政にも関わる議案が
審議されました。

point
01

会議規則の一部を改正

－ 議会運営のルールを見直し －

議会では、議員が円滑に話し合いを進めるた
めのルールとして「会議規則」を定めています。
今回、議長の討論後の議事の進め方などに関
する会議規則の一部改正案が提出され、議会の
公平な運営や発言のあり方について議論が行わ
れました。

審議結果
可決

point
02

副町長定数を「0人」に変更

－ 行財政改革の一環として議論 －

副町長の定数を、現在の「1人」から「0人」
とする条例改正案が提出されました。
提案理由として、職員の処遇改善や行政改革
の一つとして取り組む考えが示されました。
審議では、副町長が担う役割や、今後の調整
運営への影響などの質疑が行われました。

審議結果
可決

point
03

和解案をめぐり審議

－ 裁判に関する町の対応を議論 －

町内事業者から町に対して提起された国家賠
償請求時権について、裁判所から示された和解
案が議案として提出されました。
審議では、和解に至るまでの経緯や町の対応
について質疑が行われ、町長から説明がありま
した。

審議結果
否決

6月
定例会

会期

6月5日（金）

6月10日（水）

提出議案

人事
案件 14件

和解 2件

条例
改正 2件

補正
予算 3件

契約 2件

議員
提出 2件

合計 **25件**

可決 **24件** 否決 **1件**

第14 回臨時会

副町長定数条例の改正案を

再 議

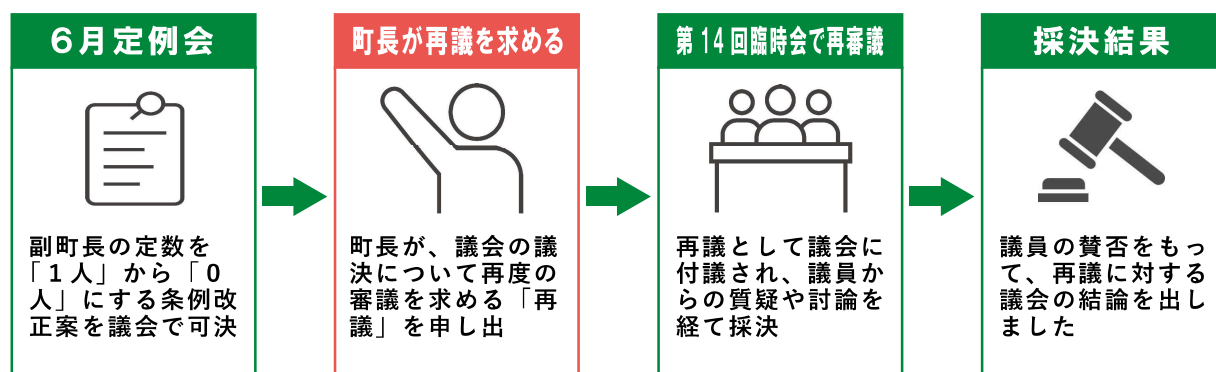
～定数「1人」から「0人」を改めて審議～

臨時会も
YouTube で
公開中！
第 14 回
臨時会

- 開催日：令和 8 年 6 月 11 日（木）
- できごと：
 - 6 月定例会で可決された案件を再議

- 主な議案
 - ・一般会計補正予算（第 7 号）
 - ・板柳町副町長の定数を定める条例の一部改正の再議

再議に至るまでの流れ



採決結果

※この採決には、議長も加わります。

○ 賛成

6人

✕ 反対

6人

再議は
否決
されました

よって、6 月定例会で可決された「副町長の定数を 0 人にする条例改正」は、元々の「1 人」のままになります。

② 再議とは？

再議とは、町長が議会の議決について、「その内容をもう一度審議してほしい」と求める制度です。予算や条例に関する再議の場合「3 分の 2 以上の賛成」がなければ可決になりません。

今回の主なポイント

- 再議の理由（町長からの説明）
行政運営体制の安定性や将来の組織体制への影響などを踏まえ『副町長を置かないことは適当ではない』との見解が示されました。
- 議場での主な意見
行財政改革の観点から廃止すべきとの意見がある一方、行政の継続性や専門的補佐体制の必要性を重視する意見もありました。



第13回臨時会

※記載の内容は、5 月 1 日時点のものとなります。
そのため、現在の状況とは一部異なる場合がございます。

統合小学校整備と 放課後児童クラブ建設へ

- 開催日：令和 8 年 5 月 1 日（金）
- できごと：
 - 議長の討論、採決への参加
 - 統合小学校・放課後児童クラブ建設関連予算可決
 - 「懲罰特別委員会」の設置と、「議場での陳謝」

- 主な議案
 - ・小型動力ポンプ付積載車購入契約
 - ・ロータリ除雪車購入契約
 - ・一般会計補正予算（第 5 号）

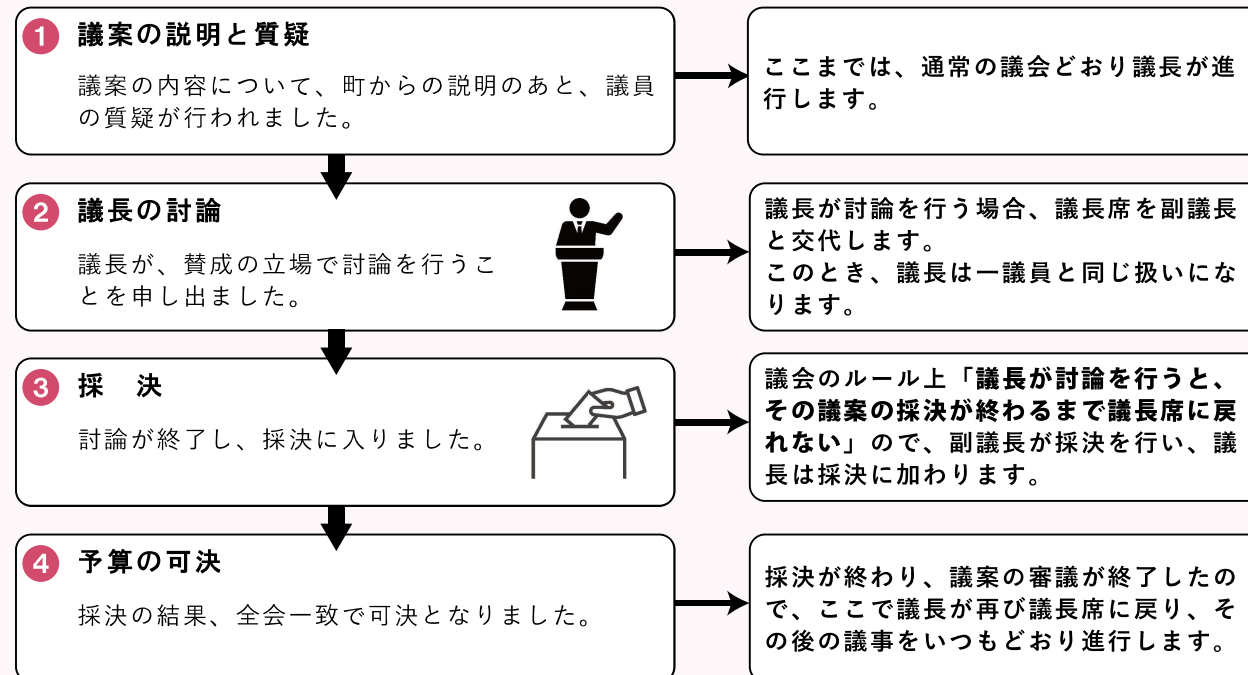


議長が討論参加 議員として採決へ

今回の臨時会では議案第 4 号（統合小学校・放課後児童クラブ関連補正予算）の審議において、議長が議員として討論を行い、採決にも参加するという、いつもと違う進捗がありました。「なぜそのまま採決できたの？」「流れがよくわからない」という疑問にお答えします。

採決までの流れ

解説



臨時会も
YouTube で
公開中！
第 13 回
臨時会

「懲罰特別委員会」設置

3 月定例会での発言について、葛西幸男議員に対する懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会で審査しました。

懲罰の種類 「公開の議場での陳謝」

「議員の皆様、町民の皆様にご迷惑をかけ、誠に申し訳なく思っております。」

令和10年4月開校に向けて事業を推進

補正予算の主な内容

教育費	統合小学校長寿命化改修工事費	統合小学校長寿命化改修（国）
	11 億 7,607 万 7 千円（R8）	約 9 億 6,000 万円（R8・9 合計）
民生費	放課後児童クラブ建設工事費	放課後児童クラブ建設（国・県）
	3 億 7,861 万 8 千円	約 1 億 2,000 万円

合計 15 億 5,469 万 5 千円

合計約 10 億 8,000 万円

この質問に注目！

統合小学校

統合小開校への
スケジュールは



↑工藤大明
議員の動画へ



くどろ ひろあき
工藤 大明

統合小学校

問 町民の皆様が気になる、統合小学校のこれからのスケジュールは。

答 (葛西町長)

長寿命化改修工事は6月1日に公告し、工期は令和10年2月末まで、4月の開校を目指す。校章は児童の投票により7月に決定し、校歌は11月10日の完成発表を予定している。

問 令和10年度統合に向けた、北小・小阿弥小・東小の今後の進め方は。

答 (工藤学務課長)

新しい学校生活への不安を和らげることを目的に、3校合同での学年交流会を予定している。学校行事については、令和9年度に統合後の形を固め、スムーズな移行を図る。

問 南小・北小の統合における課題などはあるか。

答 (工藤学務課長)

運動会時の駐車場不足が課題だったが、外部駐車場の確保とシャトルバス運行で対応した。この経験を次回の統合準備に活かしたい。

問 不要となる備品の取り扱いはどのようになるのか。

答 (工藤学務課長)

使用可能なものは再配置し、それ以外は公売や譲渡という選択肢も考えている。

旧板柳高校の活用

問 さらなる利用者数の増加を目指すため、今後の計画や展望を伺う。

答 (葛西町長)

令和6・7年度と利用者は増加傾向にある。今年度は利用者の利便性向上のため、駐車場整備(約138台分)と体育館照明のLED化工事を実施する。

問 郷土資料館や図書館の移転状況は。

答 (工藤生涯学習課長)

郷土資料館、町民図書館とも、施設老朽化に伴い、旧板柳高校へ移転することで進めている。特に町民図書館は、雨漏りや天井のゆがみが見られるため、今年中の移転を予定している。



旧板柳高等学校

町民の声を町政に

第10回定例会一般質問

令和8年6月8日に行われた一般質問では4名の議員が登壇し、町政の課題について質問しました。一般質問は、議員の日頃の活動を通じて寄せられた町民の声や議員自身の考えをもとに、町長や教育長の方針を問う場です。板柳町議会では、1人60分の持ち時間が設けられています。

質問者と質問内容



質問者	掲載 ページ	質問内容	
 工藤大明議員	P9	○統合小学校、開校へ向けた着実な前進 ○旧板柳高校のこれからの計画・展開	
 松森俊逸議員	P10	○どのような信念で町政を ○説明会開催の経緯と目的は ○元町長の土地購入は事実か ○64億円超の試算根拠は	○ハラスメント調査指針の 運用実態を問う ○入札指名外しの責任いかに ○職員定数削減の検討は
 工藤貢議員	P11	○和解金発生の責任と今後の対応は	
 佐藤聖也議員	P12	○英語特区など特色ある教育環境の考え方	

議会を傍聴しませんか <令和8年9月定例会>

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			子ども議会		開 会	
6	7	8	9	10	11	12
	一般質問	各常任委員会	決算特別委員会	決算特別委員会	閉 会	

傍聴者名簿に住所、氏名、年齢を記入していただければ、どなたでも本会議を傍聴することができます。YouTube に映り込む可能性がありますので、ご了承ください。

この質問に注目！

入札和解

入札和解、町長は責任をどう取る



葛西 貢 町長



↑工藤 貢 議員の動画へ

指名競争入札に係る和解

問 特定の2業者を指名から排除し提訴された件で、1,320万円もの多額な和解金が発生した。これは実質的な敗訴ではないか。

これまで「間違っただけ」とはしていない」と発言を繰り返してきた町長の主張と、和解という結果は全く整合性が取れないのではないか。

答 (葛西町長) 訴訟の早期解決を目指し、裁判所から提案された和解案を受け入れるものであり、町が法的責任や違法性を認めたわけではない。法令等の規則にのっとり適正に業務を行ってきたため、敗訴という認識は一切ない。

問 町に全く非がないのであれば、なぜ和解を受け入れたのか。

答 (葛西町長) 係争を長引かせることが町にとって最善かどうかを判断した。係争の長期化による弊害を回避し、早期に訴訟問題を解決させたいと考え、和解という手段を選択した。

問 今回の和解を機に、特定の業者への忖度をやめ、今後は規則を守り、公平かつ公正な指名を行っていくことで間違いないか。

答 (葛西町長) 今後の指名についても、町長の専断事項としてその都度、総合的に判断する。和解条項があるからといって、特定の業者を必ず指名しなければならぬという解釈は違和感がある。

問 今回の和解金に加え、これまでの弁護士費用など、裁判に関連する費用の総額はいくらになるのか。

答 (工藤総務課長) 弁護士費用については、既に着手金として154万円を支払い済みである。成功報酬については訴訟の経済的利益の11%という契約になっており、協議終了後に確定する。

問 賠償金の発生は町政にとって大きな汚点である。

町長自身の行為が招いた結果に対し、「自分でまいった種は自分で刈り取る」覚悟はあるのか。

知っておきたい

① 和解金と損害賠償の違い

損害賠償は、事故や契約違反などによって発生した損害を補うために支払うお金です。一方、和解金は、争いやトラブルを解決するために、双方の話し合いで決めるお金です。

例

事故で修理費などの損害が100万円発生した場合
▶ 損害を補うため100万円支払い = 損害賠償
▶ 解決のため双方の合意で80万円支払い = 和解金

② なぜ議会の議決が必要？

住民の代表である議会が確認し、適正な手続きで進めるために議会の議決が必要になります。

事故やトラブルが発生 → 話し合いで和解内容を決定 → 議会の議決を経て和解

答 (葛西町長) 訴えられているのはあくまで「町」であり、個人に責任があるとは考えていないので、ご理解いただきたいと思う。

この質問に注目！

町長の政治姿勢

館岡一郎元町長の意向は



松森 俊逸 町長



↑松森俊逸 議員の動画へ

町長の政治姿勢

問 館岡一郎元町長と選対本部長の今浩一議員が選挙を仕切り、その関係で現在でも意思疎通が続く、町政に反映されていると考えている。

館岡一郎元町長の意向は、町政に反映させているのか。

答 (葛西町長) 個人的なことであるため、答弁は控える。

問 館岡一郎元町長とは綿密に情報交換をし、その意思を町政に反映させていると思っている。

問 あぶるに集まった町民のほとんどが改修推進派で、学区ごとに説明会を開いていけば違う状況になり得ることは、議場にいる誰もが分かると思う。

また、新聞の取材に対して町長は「町民の意思を理解した」と、世論を印象操作するようなやり方はよくないと思うが。

答 (葛西町長) 今までの経過を説明するべきということで開催された。

問 今浩一議長の「館岡一郎氏の土地購入はない」との言及は事実か。

答 (葛西町長) 館岡氏の土地購入について、そういった事実はない。

問 統合小に関する用地買収

問 建設費の正式な議会への説明時期は。

また、統合小新築には64億7,541万円がかかるとのことだが、その根拠は何か。

答 (高橋教育長) 令和7年11月28日に正式に説明をした。新築建設費の根拠については、住民投票時に提示した金額の1.2倍になっており、これらの要素を踏まえて試算した結果である。

問 ハラスメント

町の指針に基づき、以前、議員二人のハラスメントを調査し、議会に報告したものと理解しているが、見解を伺う。

答 (工藤総務課長) 議会の「ハラスメント条例」に基づいての報告だと認識している。

問 総務課で指針に基づいて調査し、議長に報告があったものである。

問 町長の指名が違法との評価だが、町長はどのように責任を取るのか。

答 (葛西町長) 町が法的責任や違法性を認めたものではない。

問 和解条項に謝罪事項がないのはなぜか。

答 (葛西町長) 和解条項について、我々が言えることはない。

問 裁判所は仲介であり、協議して変えられる。

答 (長内副町長) 原告、被告も早期解決を図ろうというものであるとご理解いただきたい。

問 業者に対して、謝罪の気持ちはないのか。

答 (葛西町長) 間違っただけではない。

問 そうであれば、和解を拒否すべきでは。

指名外しが意図的に行われている事実があり、このことは「百条委員会」に場を移し協議する。

常任委員会 審査概要

6月定例会における付託案件について、
2つの常任委員会で審査を行いました。
主な内容をお知らせします。



総務産業厚生 常任委員会

主な審査内容

- 和解（ハラスメント、指名競争入札）
- ふるセン施設使用条例の一部改正
- 一般会計補正予算

和解の内容

ハラスメント

- ・町がハラスメントを最終認定したものではない
- ・議会ハラスメント条例に基づき、議長に報告したもの
- ・原告はその他の請求を放棄する など

指名競争入札

- ・今後の入札は公平・公正に指名を行う
- ・和解金の支払い（下に記載） など

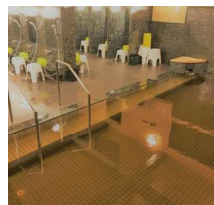
(株) 外崎道路	770 万円
(株) 荒鷺建設	550 万円

※和解が成立した場合、和解金を支払うことになります。

ふるセン使用料の改正

入浴料を令和8年7月1日より改定します。

大 人 (中学生以上)	430 円 → 480 円
小 人 (小学生まで)	150 円 → 170 円
幼 児 (6歳未満)	60 円 → 80 円



回数券、家族風呂も改定しましたので、ご確認ください。

主な質疑・意見など

- 訴訟・入札
「公平性確保のため、一般競争入札も検討する。」
- 入浴料改定：
「周辺との均衡に配慮しつつ、町民還元を求める。」
- 予算執行：
「適正な価格調査と、コスト削減の工夫を。」

福祉建設文教 常任委員会

主な審査内容

- 子ども・子育て会議条例の一部改正
- 一般会計補正予算
(学校給食費助成、通話録音機能導入など)
- ごみ収集・ごみ袋の対応

中学校へ通話録音機能導入

電話対応時に、通話内容を録音できる機能を導入します。

- ・通話時に自動で録音のアナウンス
- ・必要に応じて録音を保存（証拠保全のため）
- ・保護者や町民へ事前に周知のうえ運用



学校給食費助成

物価高騰の影響を踏まえ、給食費の一部を助成します。

- ・県の無償化制度と連携して実施
- ・安定した給食の提供を継続



ごみ収集・ごみ袋の対応

「ごみ収集の回数」や「ごみ袋の不足」への対応を協議しました。

- ・ごみ収集回数は広域連合と協議中
- ・ごみ袋の在庫は当面不足なし
- ・今後も町民生活への影響を最小限に対応

主な質疑・意見など

- 子育て支援
「切れ目ない相談体制の強化を。」
- 地域対策
「現場の声を聞き、落ち葉や害虫への迅速な対応を。」

この質問に注目！

英語教育

英語特区

導入の可能性は

未来を担う人材
育成と教育環境
づくり



さとう せいや
佐藤 聖也



↑佐藤聖也
議員の動画へ

問 人口減少や地域課題が進む中で、教育は町の将来を左右する重要な要素であると考えます。これまで「英語特区」の導入について提案してきたが、その後のような調査・検討が行われているのか。
また、板柳町として、今後どのような特色ある教育環境を目指していくのか伺いたい。

答 (高橋教育長) 成果としては、低学年から英語に触れることで、英語によるコミュニケーション能力の向上が見られる点が挙げられる。一方で課題としては、教職員の負担増や、人材・財源確保などがある。そのため、負担軽減を図りながら、持続可能な形で導入を検討する必要がある。

問 英語特区の事例では、どのような成果が見られるのか。
また、導入にあたっての課題について伺う。

答 (高橋教育長) 英語特区については、近隣自治体の取組状況を調査し、事例研究を進めている。
また、令和10年4月の小学校統合に向けて教育課程の準備を行っており、その中で英語特区の導入についても検討している。さらに、小中連携を強化し、9年間を通じた一貫した教育の充実を図ることで、特色ある教育環境を整えていきたい。



英語の授業風景

問 英語教育とともに、リソグ産業など地域の学びを組み合わせることにについて、どのように考えるか。

答 (高橋教育長) これからの時代を生きて、子どもたちにとって、必要な力とは何か。子どもたちが自ら将来を切り拓く力を身につけることが重要である。そのために、コミュニケーション能力や主体的に学ぶ姿勢を育てる教育を進めている。
学校生活の中で意見を出し合い、考えを深める経験が大切であると考えている。

答 (葛西町長) 子どもたちが自ら未来を切り拓き、将来板柳町の魅力を発信できるような教育環境は大切である。今後も教育委員会と連携しながら検討を進めていきたい。

問 特色ある教育環境づくりについて、町長の見解を伺いたい。

答 (高橋教育長) 地域産業や郷土学習を教育課程に取り入れることは非常に有効である。将来、町の魅力を発信できる人材育成にもつながると考えている。

町村議会広報研修会

令和8年5月20日
青森市「青森県労働福祉会館」

参加議員（敬称略）
會津大郎、工藤大明



より身近で、信頼される議会を目指して

住民にとって存在感のある議会へ、信頼を取り戻すための手法を学びました。

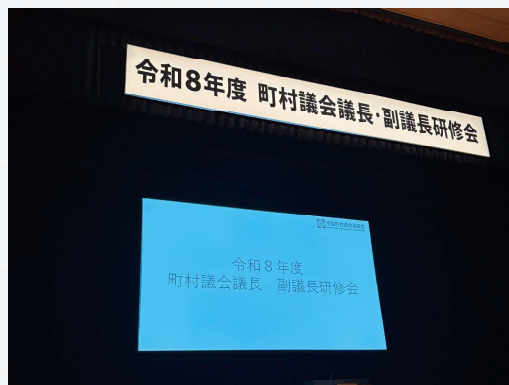
議会は「メディア的性格」を持つ機関であると認識し、議論の議事内容を分かりやすくお届けできるよう、今後の広報活動に活かしてまいります。

報告者：議会広報特別委員会
副委員長 工藤 大明

全国町村議会
議長・副議長研修会

令和8年5月26日
東京都「東京国際フォーラム」

参加議員（敬称略）
今浩一



未来の議会へ

全国町村議会議長・副議長研修会に参加し、地方創生や人口減少対策を学びました。

特に女性議員誕生に向けた先進事例は、議会の多様性を高める大きな示唆でした。

人材確保や担い手不足といった課題に対し、今回学んだ知見を活かし、開かれた議会づくりに努めてまいります。

報告者：議長 今 浩一

審議された議案等			結果	今 浩一	工 藤 大 明	佐 藤 聖 也	會 津 大 郎	三 浦 和 馬	工 藤 貢	濱 名 康 治	佐 藤 俊 孝	鈴木 清 孝	葛 西 幸 男	松 森 俊 逸	長 内 良 蔵	佐 藤 洋 治
定例会	◇第10回定例会(令和8年6月5日～10日)															
	同意 14件	同意第1号 板柳町固定資産評価審査委員会委員の選任 同意第3号 板柳町農業委員会委員の任命 など	同意	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第5号	和解について(ハラスメント関係)	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第6号	和解について(指名競争入札関係)	否決	—	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	議案 (条例改正) 2件	議案第7号 板柳町子ども・子育て会議条例の一部改正 議案第8号 板柳町ふるさとセンター施設使用条例の一部改正	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案 (補正予算) 3件	議案第9号 板柳町一般会計補正予算(第6号) など	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第12号 (議員発議)	板柳町議会議規則の一部改正	可決	—	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
	議案 (契約) 2件	議案第13号 旧板柳高校駐車場整備工事請負契約 議案第14号 学習用コンピュータ等購入契約	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臨時会	議員発議第2号	板柳町副町長の定数を定める条例の一部改正	可決	—	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
	報告 2件	報告第1号 令和7年度板柳町一般会計繰越名許費繰越計算書 報告第2号 令和7年度板柳町一般会計事故繰越し繰越計算書	報告のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	議案 (契約) 2件	議案第2号 小型動力ポンプ付積載車購入契約 など	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第4号	令和8年度板柳町一般会計補正予算(第5号) ※この議案の採決の詳細については、6ページをご覧ください。	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臨時会	◇第14回臨時会(令和8年6月11日)															
	議案第15号	令和8年度板柳町一般会計補正予算(第7号)	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第16号	議員発議第2号 板柳町副町長の定数を定める条例の一部改正の再議 ※再議は議長も採決に加わります。	否決 廃案	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 ※議長は採決に加わらない。(例外あり)

議会の動き(4月～6月)

4月

開催日	会議等名	議員(委員)数	出席者数
3日	議会広報特別委員会	5名	5名
〃	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
8日	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
10日	議会運営委員会	6名	6名
11日	統合小学校に関する説明会	—	—
14日	例月出納検査(監査)	—	—
〃	第12回臨時会	12名	12名
20日	議会広報特別委員会	5名	5名
21日	議会運営委員会	6名	6名
〃	不適切行為等調査特別委員会	11名	10名
27日	議会広報特別委員会	6名	6名
28日	議会運営委員会	6名	6名

5月

開催日	会議等名	議員(委員)数	出席者数
1日	第13回臨時会	12名	12名
7日	不適切行為等調査特別委員会	11名	10名
11日	例月出納検査(監査)	—	—
18日	西北津軽郡町議会議長会総会	—	—
20日	町村議会広報研修会	5名	2名
26日	全国町村議会議長・副議長研修会	—	—

6月

開催日	会議等名	議員(委員)数	出席者数
2日	議会運営委員会	5名	5名
3日	青森県町村議会議長会臨時総会	—	—
5日	第10回定例会 開会	12名	12名
〃	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
8日	第10回定例会 一般質問	12名	12名
9日	第10回定例会 各常任委員会	12名	12名
10日	第10回定例会 閉会	12名	12名
11日	議会運営委員会	7名	7名
〃	第14回臨時会	12名	12名
12日	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
16日	例月出納検査(監査)	—	—
19日	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
26日	不適切行為等調査特別委員会	11名	11名
〃	議会広報特別委員会	5名	5名



50 号の歩みを、未来へつなぐ。

平成 26 年の創刊以来、議会だよりは町民の皆さまと議会をつなぐ架け橋として、町の課題や取り組みをお伝えしてきました。

これからも、町民の声に耳を傾け、ともに考え、行動する議会であり続けます。

いたやなぎ
議会だより
50 号の歩み

創刊号 平成 26 年
(2014 年)
5 月発行

第 25 号 令和 2 年
(2020 年)
5 月発行

第 50 号 平成 28 年
(2016 年)
8 月発行



ここから議会だよりが
始まりました。



表紙企画「夢追い人」がスタート。
誌面もより見やすく。



節目の第 50 号。
これからも町民の皆さまとともに、
未来へつないでいきます。



編集後記

おかげさまで、議会だよりは今号で 50 号の節目を迎えることができました！

創刊当時の誌面を見返すと、時代の変化を感じます。

議会と皆様をつなぐ架け橋として、50 回分の感謝を胸に次の 51 歩目を踏み出します。

手に取って読んでもらえる議会だよりを目指し、これからも親しみやすく見やすい誌面をお届けしていきます。

(委員 工藤 貢)

【発行責任者】

議長 今 浩一

※第 51 号発行予定は、11 月 13 日頃です。議会だよりへのご意見・ご感想をお聞かせください。